

保育利用申込書 郵送提出 チェック兼送付票

令和3年4月利用申込みの追加受付用

- ※ 郵送受付については、申込締切日・提出書類等が「利用のご案内」記載事項と一部異なる点があります。
- ※ 以下の書類の添付または提出期限等を十分にご確認の上、各書類・項目の有無を確認しチェックをつけ、送付してください。
- ※ 提出書類等について、市担当から連絡する場合があります。申込書に記載されている保護者連絡先に連絡します。日中連絡の取れる連絡先を記入してください。
- ※ このチェック表も以下の各種提出書類とともに同封してください。

郵送受付については、以下のチェック項目のうち不備があれば、申込受付ができません。利用調整対象外となります。

	書類名	チェック欄	
①	子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（児童1人につき1枚）		
②	保育を必要とする状況を証明する書類 （父母の状況にあった書類を提出して下さい）	父	母
	※ 利用申込児童の父母以外の同居者(18歳以上65歳未満)の保育を必要とすることを証明する書類をご提出ください。 ※ 上記の書類の提出は任意ですが、提出のない場合は、 利用調整の際、減点対象 となります。		
③	確同意書		
④	<令和2年1月1日に弘前市以外に住民登録がある方のみ> 令和2年度所得課税証明書	父	母
⑤	<弘前市へ転入予定のため申込みする方のみ>（転入予定日： 年 月 日） ・ 利用希望月の1日までの転入先（弘前市内）新居の賃貸借契約書（写）または売買契約書（写）※住所・引渡し日・契約者名箇所をコピーし提出して下さい。 ・ 転入証明書※転入先世帯主が記入したものを提出して下さい。 ※上記のうちいずれか1つを提出して下さい。		

<提出期限>

令和3年4月利用申込みの郵送による追加受付期日

令和3年2月10日（水） 必着

申込期日を過ぎて書類が到着した場合や書類不備等があり申込期日までに書類が整わない場合は、**申込受付ができません**。ご了承ください。

- ※ ご心配な場合は、郵送事故を防ぐために、配達記録郵便にて送付もしくは持参して下さい。
- ※ 郵便料金不足は、市では受理せず、保護者住所に返送します。提出期限までに、持参または料金不足のないよう再度郵送して下さい。

上記の項目にチェックし、不備がないことを確認した上で送付します。

年 月 日

保護者氏名

※本人が手書き（自署）しない場合は、記名押印してください。

（担当及び提出先：健康こども部こども家庭課）